

総務大臣
村上誠一郎 殿

統計委員会委員長
椿 広 計

諮問第191号の答申
建設工事統計調査の変更について

本委員会は、諮問第191号による建設工事統計調査に係る変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和6年12月25日付け国総情政第776号により国土交通大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「建設工事統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 報告を求めるために用いる方法の変更

本申請では、調査方法について、オンライン調査の手法の一つである電子政府の総合窓口（e-Gov）を令和7年1月分の調査から削除する計画である。

これは、本調査のオンライン調査に用いる電子政府の総合窓口（e-Gov）と連携している国土交通省オンライン申請システムが令和7年3月末の廃止に先立ち、同年1月末で受付を停止するというやむを得ない事情によるものである。

また、本調査では、令和5年度から e-Survey を導入した結果、オンライン調査の回答手法は e-Survey が主流となっていることに加え、6年度からは、独自のシステムである国土交通省オンライン調査システム（以下「新システム」という。）を導入している。このため、国土交通省では、今後、e-Survey 及び新システムを中心としてオンライン調査を推進するとしており、新システムの運用に関する案内文書の中に e-Gov による受付を廃止する旨を盛り込んだ上で全ての報告者に通知するとしている。

以上のことを踏まえると、電子政府の総合窓口（e-Gov）を削除することによる実査への影響は小さいと考えられることから、引き続き報告者への周知を丁寧に行うことを前提に、お

おむね適当である。

イ 報告を求める期間の変更

本申請では、建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）の実施期間について、図表1のとおり2か月延長する計画である。

図表1 施工調査の実施期間

現行	変更案
7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 ①施工調査票（調査の実施期間） ：毎年7月1日～7月31日	7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 ①施工調査票（調査の実施期間） ：毎年7月1日～9月30日

これは、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく経営事項審査の申請が毎年7月から9月までの時期に集中しており、報告者が多忙な状況にあることに加え、近年の建設業界の担い手不足により、現行の実施期間では、本調査へ回答することが難しくなっている状況にあり、他方、令和6年度の施工調査ではオンライン回答が約3割に達するなど、オンライン回答率が上昇しており、オンライン提出された調査票は、郵送提出の調査票に先立って国土交通省内で審査や疑義照会を行うことで作業も平準化され、集計・結果公表は従前どおりに実現可能であるとして、施工調査の実施期間を延長するものである。

これについては、調査事務の効率化により従前どおりの結果公表を図りつつ、報告者の負担軽減を図るものであり、適当である。

なお、実施期間の延長により集計・結果公表に影響が生じないように、調査票の提出状況に留意しながら実査を進める必要があることを指摘する。

ウ 報告を求める事項の変更

本申請では、建設工事受注動態統計調査（以下「動態調査」という。）の調査票甲において、国内建設工事の月間受注高の報告を求めるに当たり、図表2のとおり、受注年月についても新たに報告を求める計画である。

図表2 動態調査の調査票甲の様式変更

現行

II. 受注高（貴社で請け負った元請・下請工事の受注高を別々に記入してください。）
 ①消費税込みの金額を十万円単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。減額変更などで受注高がマイナスになった場合は、頭数字の左隣枠に「-」を付してください。②元請工事の受注高は公共機関・民間等の発注者別で記入し、共同請負工事(以下「JV工事」という。)は持分額を計上してください。
 (単位:百万円)

発注者区分 工事種類	元 請 工 事 の 受 注 高						下 請 工 事 の 受 注 高									
	公 共 機 関			民 間 等			公 共 機 関			民 間 等						
	千	百	十	億	千	百	十	億	千	百	十	億	千	百	十	億
土木工事																
建築工事・建築設備工事																
機械装置等工事																

公共機関から受注した元請工事のうち、
1件500万円以上の工事を
すべて第2面のⅢ. に記入してください。

民間等から受注した元請工事のうち、
1件500万円以上の土木工事及び機械装置等工事
1件5億円以上の建築工事・建築設備工事、
をすべて第2面のⅣ. に記入してください。

III. - 第1面 - IV.

受注した月のみ受注実績を記入してください。
過去の受注(契約)については、記入しないでください。

変更案

II. 令和 年 月分 受注高（貴社で請け負った元請・下請工事の受注高を別々に記入してください。）
 ①消費税込みの金額を十万円単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。減額変更などで受注高がマイナスになった場合は、頭数字の左隣枠に「-」を付してください。②元請工事の受注高は公共機関・民間等の発注者別で記入し、共同請負工事(以下「JV工事」という。)は持分額を計上してください。
 (単位:百万円)

発注者区分 工事種類	元 請 工 事 の 受 注 高						下 請 工 事 の 受 注 高									
	公 共 機 関			民 間 等			公 共 機 関			民 間 等						
	千	百	十	億	千	百	十	億	千	百	十	億	千	百	十	億
土木工事																
建築工事・建築設備工事																
機械装置等工事																

公共機関から受注した元請工事のうち、
1件500万円以上の工事を
すべて第2面のⅢ. に記入してください。

民間等から受注した元請工事のうち、
1件500万円以上の土木工事及び機械装置等工事
1件5億円以上の建築工事・建築設備工事、
をすべて第2面のⅣ. に記入してください。

III. - 第1面 - IV.

受注した月のみ受注高を記入してください。
過去の受注高については、記入しないでください。

これは、令和5年度の調査において、本来、受注した月のみ受注高を報告すべきであったところ、工事が完了するまでの間、手持ち工事額を誤って報告した事案が生じたことから、本事案を踏まえた改善策として、受注高の報告に当たり、受注年月についても報告を求めることで、「年月」を意識させ、正確な報告を得ることを意図しているものである。

これについては、報告者から適切な回答を得るための当座の措置として、調査の依頼状や記入の手引き等において報告を求める旨を十分に説明することを前提に、おおむね適当である。

ただし、計画変更後の調査票における記入状況や報告者の意見を踏まえつつ、報告者がより正確に回答することが可能となるよう、必要に応じて調査票等の更なる見直しを行うことを、「4 今後の課題」として指摘する。

2 統計委員会諮問第38号の答申（平成23年9月22日付け府統委第115号）で示された「今後の課題」への対応状況

本調査については、統計委員会第38号の答申（以下「前回答申」という。）において、以下の検討課題が指摘されている。

(1) 建設業者の主業決定方法の改善

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可は、28 の業種ごとに行われており、複数の許可を受けている建設業者が多数存在している。許可を受けている建設業者の総数は約 50 万業者であるが、業種別許可の総数は約 140 万件である。そのため、施工調査における標本抽出時に各建設業者を調査対象業種別に割り振る際には、複数の許可を受けている建設業者の主業を決定する必要がある。

これについて国土交通省は、現在の抽出方法とした昭和 57 年以前の業種ごとの許可の取得状況を踏まえて主業を決定しており、昭和 57 年以降の状況の変化を踏まえた改善を行う余地があると考えられる。

したがって、これを改善するため、①直近の施工調査結果、②経済センサスの調査結果、③利用可能な行政記録情報（建設業法に基づき各建設業者から毎年提出される「直前 3 年の各事業年度における工事施工金額」等）等を活用し、同一業種の許可を受けている建設業者の現状を分析する必要がある。これら調査結果の活用や分析については、平成 26 年度中に検証を終え、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させる必要がある。

(2) 標本設計の見直し

施工調査及び動態調査の標本の配分方法等については下表のとおりである。抽出層が非常に多いことから、報告者数が少ない層が相当数存在しており、業種別、資本金階層別、都道府県別の抽出する際の区分と集計する際の区分が整合していない場合も見られる。

したがって、抽出を行う際に設定する業種別・資本金階層別・都道府県別の抽出層について、今後の調査結果の活用方法等を検討し、結果精度が確保できるよう標本設計の見直しを行う必要がある。また、この見直しに当たっては、経済センサスの調査結果を参考にし、業種ごとの完成工事高等の実態を把握した上で、平成 26 年度中に検証を終え、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させる必要がある。

表 標本の配分方法等について

	都道府県別に配分を行うために設定される層	都道府県への配分方法	全体の層の数	抽出数
施工調査	業種（21 層） 資本金階層（7 層）	均等配分 （各都道府県に存在する業者数は考慮せず機械的に配分。）	6,909 層	約 11 万業者
動態調査	完成工事高（3 層） 公共元請完成工事高（4 層）	抽出数の半数を均等配分 抽出数の半数を各都道府県の業者数に応じて配分	564 層	約 1 万 2 千業者

(3) 行政記録情報の活用

統計法においては、行政記録情報の活用を推進するための法的な仕組みが整備され、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）においてもその促進が指摘されている。

施工調査の調査事項である「有形固定資産」、「国内建設工事の年間完成工事高」、「兼業売上高」及び「建設業の付加価値額及び原価等」については、建設業法第11条第2項の規定に基づき、毎年、建設業者から提出される「直前3年の各事業年度における工事施工金額」、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「完成工事原価報告書」において、おおむね把握が可能である。しかしながら、これらの提出書類については、提出時期等の問題があり、かつ電子化が行われていないことなどから、現状では施工調査に活用されていない。

当該書類は、発注者保護の観点から公衆の閲覧に供することを目的に提出を求めているものであるが、これが電子化され、活用できることとなれば、施工調査の調査事項のうち、重要なデータの一部はこれに代替可能であるばかりでなく、標本設計をすすめる段階で完成工事高等の把握が可能となることから、調査効率や統計精度の向上に大きく寄与するものと考えられる。

したがって、国土交通省の統計部局は、建設業の所管部局と連携し、当該行政記録情報の利活用の推進について、その費用対効果等を十分に勘案しつつ、検討する必要がある。

これらの課題について、国土交通省は、平成26年度に「建設工事統計調査検討会」を設置し、検討を行った結果、以下のとおり、結論を得たとしている。

検討課題(1)については、検証の結果、現行の主業決定方法による業種別構成比と、①・②の調査結果及び③の行政記録情報から得られる業種別構成比が概ね一致していることを確認できたことから、現状の主業決定方法を維持するとしている。

検討課題(2)については、資本金階層の一部区分を統合し、表章上の区分と整合させるとの結論に至ったが、システム改修に伴うコスト等の諸課題により対応は見送られている。

検討課題(3)については、当時の検討結果としては、現状では対応は困難との結論に至ったが、その後の行政手続の電子化の進展により、令和3年度調査から欠測値の補完に用いることで、結果精度の向上を図る等、利活用が進んでいる状況にある。

これらのうち、検討課題(1)及び(3)については、前回答申からこの間、欠測値補完については統計委員会にも報告され、行政記録情報の活用など着実に進展していると判断できることから、適当である。

検討課題(2)については、上記1(2)ウの端緒となった誤報告への対応策の1つとして、国土交通省に設置した統計品質改善会議において、標本設計や層化区分の在り方について論点を整理するとしていることを踏まえ、引き続き、結果精度の確保の観点から標本設計の見直しの必要性を検討することを、「4 今後の課題」として指摘する。

3 公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月28日閣議決定）への対応状況

本調査については、公的統計の整備に関する基本的な計画において、以下の課題が指摘されている。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

6 統計各分野の取組

(4) 建設・不動産に関する統計作成の改善

48	◎ 統計作成プロセス診断の結果を踏まえ、建設工事統計及び建築着工統計の業務マニュアルの整備、共有を行う。	国土交通省	令和5年度(2023年度)末までに実施する。
----	--	-------	------------------------

これについて、国土交通省では、本調査の業務マニュアルを改善し、統計品質改善会議に報告するとともに、国土交通省の統計調査全体のマニュアル改善状況を第210回統計委員会にて報告しており、課題に適切に対応していると判断できることから、適当である。

4 今後の課題

(1) 動態調査の調査書類の見直し

誤報告を防止し、報告者がより正確に回答することが可能となるよう、令和7年度の調査における記入状況や報告者の意見も踏まえ、必要に応じて調査票等の見直しを行うこと。

(2) 標本設計の見直し

施工調査及び動態調査の標本設計について、前回答申への課題対応の検討結果及び統計品質改善会議における論点整理を踏まえ、引き続き、結果精度が確保できるよう標本設計の見直しの必要性を検討すること。